

(2) 中心となる経営体に位置づけられた受け手に農地を集積することで、受け手の経営が安定します。具体的には、受け手には、スーパーL資金の当初5年間の無利子化および集積範囲内において農地を集積した場合、戸別所得補償制度の規模拡大加算が適用になります。

### スーパーL資金の金利負担軽減措置

【スーパーL資金とは】  
認定農業者に対して、(株)日本政策金融公庫が融資する規模拡大その他の経営改善を図るために必要な長期低利資金です。  
【対象】 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者  
【金利負担軽減措置】 貸付当初5年間実質無利子化

### 戸別所得補償制度の規模拡大加算

農業者戸別所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を取得した場合に、農地面積に応じて交付金を交付します。  
【交付単価】 20,000円/10a  
【面的集積要件の見直し】 人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすことになります。

#### ▶ 農地法に基づく遊休農地対策について

(1)(2)の支援策と併せて、農業委員会では、遊休農地解消のための法制度を確実に実施します。(地域の中心となる経営体に貸し付けて農地を集積する方向に誘導)

農地利用状況の調査 → 遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導 ※指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議等の手続きへ移行します。

(3) 青年就農者には、青年就農給付金(経営開始型)が、助成されます。

### 青年就農給付金(経営開始型)

人・農地プランに位置づけられている(または位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者に、年間150万円を最長5年間給付します。

(1)~(3)は、人・農地プランに位置づけられることが第一条件であり、他にさまざまな要件がありますので、人・農地プランについて詳しく説明を受けたい方は、下記へお問い合わせください。

#### ~ 農政課からのお願い ~

人・農地プランは、市が単独で策定するものではありません。今後地区別座談会など、地域の皆さまに集まっていただき、話し合いをお願いすることになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



**用語解説**  
※第6次産業 …… 農家や漁師が、生産・収穫した作物などを、生産だけでなく加工・販売まで一貫して手掛ける経営のこと。  
※分散錯圃 …… 農地が数カ所に分散し、それが他者の農地と混在している土地。  
※農業者戸別所得補償 …… 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付し、農業経営の安定を図ること。

【問い合わせ】 農政課 農政係 (市役所本庁舎南側福祉産環部棟2階) ☎ 83-8137 FAX 83-6208

# 人と農地の問題を考えましょう

## ~人・農地プラン、新規就農、農地集積について~

農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加など、農業・農村の活力が懸念される一方で、食糧自給率の向上が重要な課題となっています。5年後、10年後のために地域の皆さんで話し合ってプランを作り、実行していくことで「人と農地の問題」を解決しましょう。

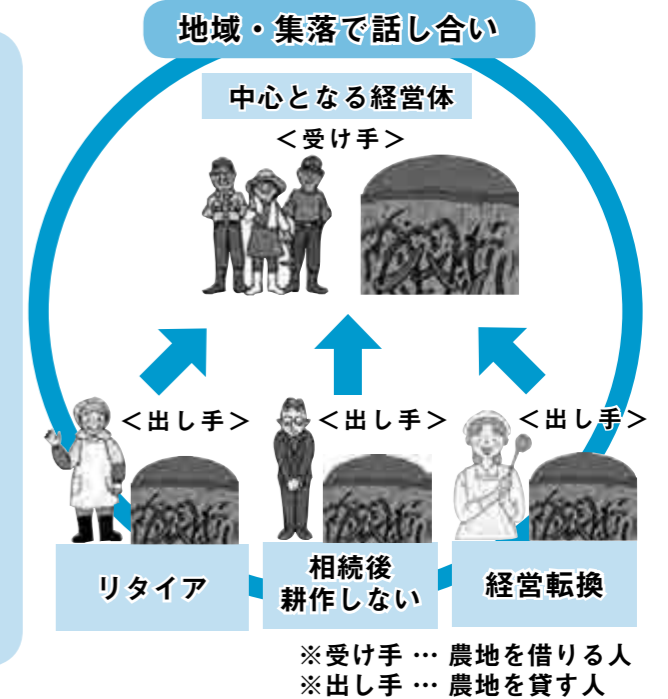
### 「人・農地プラン」とは

人と農地の問題を解決するための「未来設計図」です。

- ① 今後の中心となる経営体(個人・法人・集落営農)はどこか
- ② 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ③ 今後の地域農業のあり方(生產品目・経営の複合化・6次産業化)

これらについて集落・地域で話し合い、決定します。

※「人・農地プラン」は随時見直すことができます。



### 本市の「人・農地プラン」作成までの流れ

8月	市が主体となり原案作成	11月中旬	検討会開催
9月	地区別座談会	11月下旬	プラン策定
10月	縦覧	12月	給付金等申請手続き

### 「人・農地プラン」作成の主なメリット

(1) 出し手には、農地集積協力金を交付します。

#### 経営転換協力金

- 0.5ha以下…30万円/戸
- 0.5haより大きく2.0ha以下…50万円/戸
- 2.0haより大きい…70万円/戸

#### 【対象】

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人で相続後、自分で農業を行わない人

※①②は農業者本人が、③は被相続人が農業者個別所得補償制度の加入者等

#### ぶんさんさくほ 分散錯圃解消協力金

- 5,000円/10a (遊休農地は対象外)

#### 【対象】

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※①②いずれも農業者個別所得補償制度の加入者

